



平成22年1月12日発行  
飯豊町農業委員会  
電話 0238(72)2111(代)



### 甘くて美味しい完熟いちご

中津川の「旬中津川エフエフ」では、いちごの収穫期をむかえ、昨年12月から6月上旬まで収穫し、主に町内の観光物産館及び直売、インターネット等で「ルビーベリー」という飯豊町のオリジナル名で販売しています。屋外の気温は氷点下でもハウス内の温度はおおよそ20度に保たれ、甘酢っぱい香りがする別世界の場所で、細心の注意を払って収穫作業を行っています。

このいちごは、完熟するまで収穫せず、出荷日に朝摘みするため甘さが抜群です。



## 新年のごあいさつ

会長 高橋亨一

新年明けましておめでとうござ  
います。

皆さまにおかれましては、輝か  
しい新春をお迎えのこととお喜び  
申し上げます。平素、農業委員会  
に対しご指導、ご協力をいただき  
心からお礼申し上げます。

農業・農村の現状は農産物価格  
の低迷や担い手・後継者の減少、  
経営者の高齢化等が進み、本町に  
おいても例外ではありません。更  
に、WTO農業交渉や日豪EPA  
交渉の結果次第では農業・経済に  
より深刻な影響を与えることが危  
惧されます。

食の安全・安心が年々大きく問  
われ続ける今日、環境への優しさ、  
配慮がより重要であると認識して  
いるところでもあります。食料の生  
産現場であると共に自然環境を保  
ち続け、都市住民への憩いと学習  
の場を提供することで都市と山村

の交流を促進し、地域資源の活用  
を始めとする農村文化の保全、育  
成など農業の多面的機能が見直さ  
れ、幅広い分野で安全・安心を提  
供できるものと確信しています。

さて、昨年十二月十五日、改正  
農地法が施行されました。この新  
たな農地制度を農業、農村現場に  
適正かつ円滑に運用するためには、  
私たち農業委員の果たす役割と責  
務はますます重要であり、改めて  
身の引き締まる思いがいたします。  
今後も農業委員は、関係団体と力  
を合わせ、担い手の育成確保、農  
地の利用集積、優良農地の確保、  
遊休農地活用など精力的に取り  
組んでまいりますので、引き続き  
ご支援を賜りますようお願い申し  
上げますとともに、皆さまの一層  
のご多幸をご祈念申し上げます。  
新年のご挨拶といたします。

## 「平成二十一年度山形県

## 農業委員会大会」に参加して

浅野 章

この大会は、庄内・置賜・  
最上・村山の四地区を回り番  
に開催されています。今年度  
は十月二十九日、庄内酒田市  
を会場に、県内各地域から五  
百名を超える農業委員が結集  
して開催されました。

大会は一部と二部があり、  
一部は各地区の代表者四人の  
実践報告と決意表明の発表が  
ありました。その中で特に私  
は、庄内町より発表された  
「農地パトロールと耕作放棄  
地対策」への取り組みが大変  
参考になりました。私たちの  
飯豊町でも年二回パトロール  
を行い、農地の利用状況を調  
査しています。全町を見渡す  
と耕作を放棄した農地や農地  
として好ましくない利用等が  
見受けられ、その対策に苦慮  
しているところですが、そんな

中、飯豊町では、置賜で最も  
早く、耕作放棄地対策協議会  
を設立し取り組んでいます。  
ぜひ、皆様には耕作放棄地は  
個人だけでなく地域の問題で  
あるという意識を持っていた  
だきたいと思えます。

また二部は各地区の代表よ  
り提案決議が出され、置賜地  
区を代表して飯豊町の高橋会  
長より「農業委員会の活動の  
強化に関する決議」が提案さ  
れ満場一致で採択されました。  
この大会に参加して改めて農  
業委員としての役割を再認識  
し、地域のために頑張ってい  
きたいと思っています。農  
業・農地のこと、どんな些細  
なことでも結構ですので、近  
くの農業委員や委員会事務局  
へ気軽に相談ください。

# シリーズ「がんばっていきます！」 若手農業者」

## 私が目指す規模拡大

添川 高橋 勝

「まく君、まく君こっちに来て！」教室では大人気！教室といっても町内の小学校ではない。東京新宿の小学校での一コマ。

平成十五年から始めた食農教育事業である東京都内での稲作出前授業。当初は前例のない企画に周囲の目は冷ややか。しかし仲間との強い絆と情熱で現在進行形の事業に成長。



平成二十年度からは、出前授業で訪れている小学校の学校給食へ「飯豊産はえぬき」を提供。今年度は二十一年産を新宿区内三校二



百四十俵の納入が決定。「ボランティア活動」と言われてきた「食農教育」を「ほんの少し」ではあるが、変えることができ

た。

また、「ひまわりを育てて食と環境を考えよう」のスローガンのもと、ひまわり栽培から始まり、油を搾り食し、廃油キャドルを灯す企画も四年目を迎える。今後も「食と環境」を中心に、規模拡大（ここでは面積の集積でなく、年齢性別地域職種を超えた連携を目指す）を行っていきたい。さて、次の面白いこと（所得向上計画？）でも捜してみつか！次は「生産者から店長」と「あなたの食欲が地球を救う！？」の二本立て！乞う期待？

## 新委員の決意

山内 幸夫



私は、昨年七月農協から選任いただき飯豊町農業委員に就

任いたしました。

農業委員に託されている仕事の多さに正直驚いているところです。月一回の定例総会、農地の賃貸借、転用、利用権の設定、農業者年金加入の推進等、又、このたびの農地法改正により遊休農地対策、農地減少対策、農村環境対策と益々委員に対する業務が増大している状況にあり、平成二十二年は農地制度改革元年と位置づけても過言でないと思います。

さて、政権が交替し農業・農家・農村に対する対策も大幅に変わろうとしています。中でも農家戸別補償に期待も大きいですが、一方では事業仕分けにより廃止・見直しされ不安要素も多くあると思います。

私も一農業者として地域農業振興向上に頑張っていきたいと思えます。皆様方のご指導のもと一生懸命努めますのでよろしく願います。



# 農地制度が変わりました

- 平成21年12月15日、「農地法等の一部を改正した法律」が施行されました。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

## 農地を貸したいんだけど

農地の貸借規制が緩和されました

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されました。(一定の要件を満たす必要があります。)
- 市町村等が農地所有者から委任を受けて代理し、担い手に貸付等を行う事業が新設されました。

## 農地を許可なく転用してしまうと

違反転用に対する罰則が強化されます

- 違反転用者に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されました。

## 標準小作料制度が廃止されました

- 制度は廃止になりましたが、地域における貸借料の目安とするため、農業委員会が農地の貸借料情報の提供等を行います。
- 「小作地」「小作農」等の用語が見直されます。

## 耕作しないでいると

遊休農地(耕作放棄地)に対する指導が強化されます

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。

## 農地を相続する場合は

農業委員会への届け出が必要になりました。

- 相続によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届け出が必要になりました。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることとなります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになりました。

## 農業者年金(旧制度)を受給されている方はご注意ください

経営移譲年金を受給されている方は、農地移動の際、ご相談ください。特に、後継者から第三者へ移動するときは注意が必要です。年金が支給停止になる可能性があります。(農業委員会 TEL 72-2111 内線 266)

### 編集後記

昨年十二月十五日、農地法が改正されました。私たち農業委員会へ新たな役割が課せられました。皆さんのため精一杯頑張ります。

(編集委員)

後藤 船山・井上・高橋・舟山